

# 定期監査の結果

( 令和 6 年度 財務 )

愛媛県監査事務局

## 1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

## 2 監査の着眼点

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）において、同条第1項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか。

## 3 監査の実施内容

監査に当たっては、愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

## 4 監査の対象及び執行状況

令和6年度財務に係る定期監査は224機関を対象として実施した。そのうち、165機関は実地により、59機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
<b>知事部局</b>	<b>113</b>	<b>14</b>	<b>127</b>
本庁	67	0	67
地方局	33	0	33
地方機関	13	14	27
<b>諸局</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>4</b>
本庁	4	0	4
<b>教育委員会</b>	<b>30</b>	<b>37</b>	<b>67</b>
本庁	8	0	8
地方機関（高等学校等）	22	37	59
<b>公安委員会</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>17</b>
本庁	1	0	1
地方機関（警察署）	8	8	16
<b>公営企業管理局</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>9</b>
本庁	3	0	3
地方機関（病院等）	6	0	6
<b>合計</b>	<b>165</b>	<b>59</b>	<b>224</b>
本庁	83	0	83
地方機関（地方局含む）	82	59	141

## 5 定期監査の結果

### (1) 監査結果の処理区分

#### ア 指摘事項

##### ・公表事項

事務の管理・執行などが適当でなく、法令等に違反していたもの、著しく不経済又は非効率的な執行となっているもの、外部への影響が大きいもの

##### ・通知事項

事務の管理・執行などが適当でないが、公表事項に該当しないもの

#### イ 留意事項

軽易な事務処理誤りなどで、指摘事項に該当しないもの

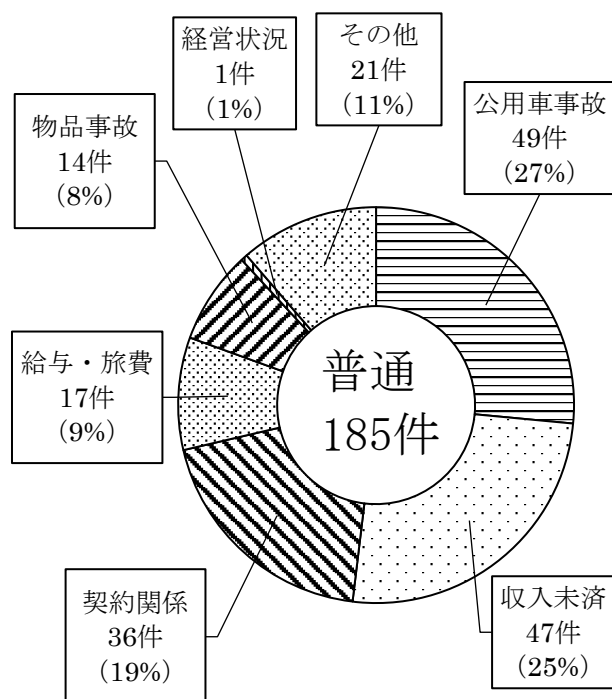
(2) 指摘事項の状況

令和6年度財務に係る指摘事項の件数は次のとおりである。

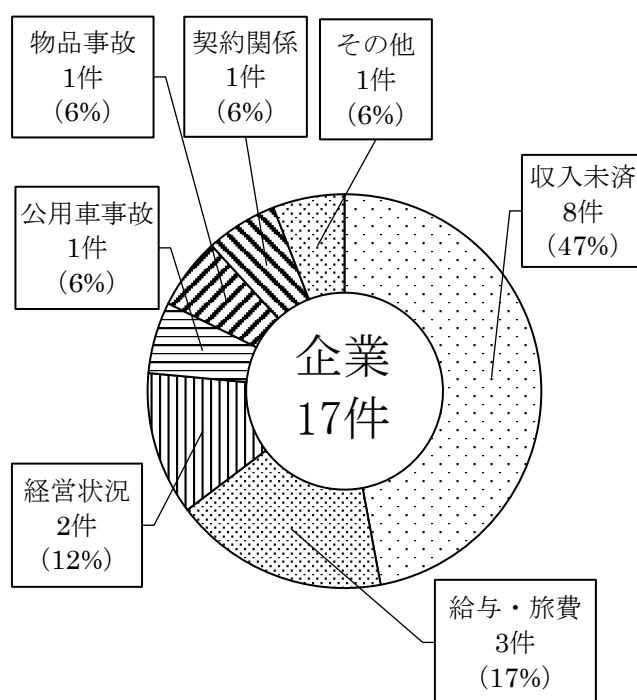
(参考)

区分		監査実施 機関数	指摘件数				留意件数	
			公表	通知	計	R5年度	R6年度	R5年度
普通会計	本庁	80	3	61	64	55	78	66
	地方局	33	6	47	53	64	50	44
	地方機関	102	7	61	68	52	47	54
	計	215	16	169	185	171	175	164
公営企業 会計	本局	3	3	1	4	4	1	4
	病院・事業所	6	1	12	13	16	9	19
	計	9	4	13	17	20	10	23
合計		224	20	182	202	191	185	187

【普通会計の指摘の内訳】



【公営企業会計の指摘の内訳】



(3) 指摘事項等と内部統制評価リスク

指摘事項等の多い内部統制評価リスク内訳は次のとおりである。

※ 留意の件数を含む。

範囲	内部統制 リスク分類 No	内部統制評価 リスクの名称	主な指摘事項等の内容 (R6財務)	R6財務 指摘等 件数	R5財務 指摘等 件数	増減 R6-R5
財産 管理等	75	財産の運用（使用） に当たっての不備	・ 公用車事故、物品事故（パソコン等）	70	68	2
財産 管理等	76	不十分な財産の管理	・ 公用車事故の発生日時及び場所等が確認不能 ・ 郵便切手類受払簿に払出時における使用者の受領印がない	52	12	40
契約	26	契約の履行確保が不 十分	・ 委託契約の個人情報取扱特記事項に基づく安全管理措置に係る報告を受けていなかった ・ 契約に定める責任者等の通知漏れ	48	104	△ 56
全般	2	不十分な業務の管 理・執行	・ 設計金額の積算にあたり決裁なく見積を徴していた ・ 公募型プロポーザルによる審査会の結果通知について、契約候補者名を記載していなかった	31	21	10
収入・ 支出	71	事務的なミスによる 誤支給（旅費）	・ 加算日当、実費調整の誤り ・ 領収書等の確認不足による支給誤り	25	15	10
収入・ 支出	62	事務的なミスによる 支給・認定の誤り （その他）	・ 私事旅行時の年休未取得 ・ 超過勤務簿の休憩時間不足	15	18	△ 3
収入・ 支出	65	事実確認が不十分な 手当の支給・認定 （特殊勤務手当）	・ 庶務事務システムへの入力誤りによる支給誤り ・ 休暇取得日に手当を支給したこと等による支給誤り	14	10	4
収入・ 支出	72	証拠書類の不十分な 管理（旅費）	・ 航空賃、パック旅行等の領収書を 確認・保管していない ・ 県外出張の復命書が未作成	13	3	10
収入・ 支出	40	書類への検収・検印 の漏れ	・ 申請書等の書面と収入証紙の彩紋にか けての検印漏れ	10	7	3
収入・ 支出	64	事実確認が不十分な 手当の支給・認定 （超過勤務手当）	・ 超過勤務簿の休憩時間不足 ・ 超過勤務の入力漏れによる支給不足	10	4	6